

# 土浦市総合情報化基本計画

( 改訂 )

人と情報をやさしくつつむまち

***TSUCHIURA***

ふれあい・情報・コミュニティ

平成19年3月

土 浦 市

## 【目 次】

はじめに	1
1 土浦市情報化の経緯、現状、課題	2
2 IT（情報通信技術）に関する社会・経済の動向	6
3 国・県の将来ビジョン	12
4 役割分担	15
5 計画の進め方	17
6 情報化計画の体系	19
7 情報化の基本理念	20
8 計画の視点	20
9 基本方針	21
10 情報化の具体的方策	23
参考資料	
土浦市情報化推進会議設置要綱	31
土浦市情報化推進会議委員名簿	32
土浦市総合情報化基本計画（改訂）経過	33
用語解説	34

## はじめに

今日のIT（情報通信技術）の進展は目覚しく、広く社会に普及しており、行政においても、ITの利活用による市民や企業への対応が強く求められるようになってきております。また、行財政改革を推進する上で、ITの利活用は重要であり、必要不可欠なものになりつつあります。

本市においても、市民満足度の向上を図るとともに、健全な行政運営の実現、土浦市域の活性化・産業振興を図るためにも、ITを利活用していくことが重要であります。

このため、本市では平成14年5月に策定いたしました「土浦市総合情報化基本計画」に基づき「やさしさと活力をあわせ持つ新しいまちづくり」を基本理念として、各種IT施策を推進し、市民の利便性・快適性を向上させるとともに、電子市役所の基盤を整備してまいりました。

一方、近年はインターネットや携帯電話の普及が急速に進み、情報機器が多様化するとともに、個人情報保護の徹底やシステムのセキュリティ対策の強化が求められています。

このことを踏まえ、社会情勢や情報通信技術の変化に対応するため、「土浦市総合情報化基本計画」の見直しを行ったところです。

新しい情報化時代にふさわしい基本計画とするため、新しい3つの視点「1. 市民サービスの向上（地域情報化の推進）」「2. 安心・安全なIT社会の実現」「3. 電子市役所の推進」と4つの基本方針「1. 快適でゆとりのある暮らしの実現」「2. 活力とにぎわいのある情報交流社会の実現」「3. 安心・安全な市民生活に貢献する情報化の推進」「4. 市民の視点に立った電子市役所の推進（行政情報化の推進）」を掲げ、国や県の情報化施策との整合性を図りながら、市民のさらなる利便性・快適性・安全性などの向上につながるIT施策を展開する内容になっています。

また、実施に当たりましても、市民の皆様とともに、全ての市民や企業がITの恩恵を享受できるような環境の整備に努めてまいります。

## 1 土浦市の情報化の経緯、現状、課題

### (1) 情報化の経緯

テレポートピア構想\*<sup>1</sup> モデル地域の指定（昭和61年）

内容：CATV\*<sup>2</sup>、データ通信、パソコン通信などの情報通信メディアをモデル地域に集中的に導入することにより、活力ある快適な地域社会を形成する。

#### 成果

- ・土浦教育情報システム（昭和62年）
- ・土浦CATV情報システム（平成5年）
- ・駐車場情報案内システム（平成9年）

土浦市総合情報化基本計画の策定（平成14年5月）

内容：地域情報化と行政情報化を一体的にとらえた総合的な情報化推進を図る。

平成13年度から平成17年度を計画期間とし、「やさしさと活力をあわせ持つ新しいまちづくり」という理念のもと、4つの基本方針にもとづき情報化施策の展開の方向性をとりまとめました。

基本方針1 ふれあいのある人にやさしいまちづくり

基本方針2 快適で魅力あるコミュニティネットワークの創出

基本方針3 IT活用による地域の活性化

基本方針4 行政の情報化 - 電子自治体の実現 -

#### 基本計画の成果と課題

基本計画で示した情報化施策に関しては、国のシステム開発が遅れたものや、多額の費用を必要とするためシステム構築ができなかったもの等を除き、おおむね着実に推進しており、次に示すような成果をあげています。

\* は用語解説に掲載しています。

運用年度	具体的な成果
平成13年度	ふれあいネットワークシステム 統合型地理情報システム
平成14年度	住民基本台帳ネットワークシステム* <sup>3</sup> 携帯電話に対応したホームページの構築 例規データベースシステム 図書館ホームページの蔵書検索
平成15年度	総合行政ネットワーク(LGWAN* <sup>4</sup> )接続 スポーツ施設予約システム* <sup>5</sup> 公的個人認証サービス* <sup>6</sup>
平成16年度	市議会会議録検索システム* <sup>7</sup> 電子申請・届出システム* <sup>8</sup> 戸籍電子情報システム* <sup>9</sup> インターネット健康相談の実施
平成17年度	市の主要公共施設の光ケーブル接続 電子入札システム

一方、インターネットを活用した地域間交流、地域産業ネットワークの形成等は、今後とも継続的に取り組む必要がある課題となっています。

## (2) 情報化の現状

情報通信インフラの現状

### (ア) 市民向けインターネット環境

土浦市内では、各社のADSLサービス\*<sup>10</sup>やFTTHサービス\*<sup>11</sup>がエリアに含まれており、ブロードバンド環境は充実しています。インターネットサービスプロバイダ選択の幅も広いです。

しかしながら、ADSLサービス地域のうち、NTT局舎から距離が遠い一部地域については、ブロードバンドサービス\*<sup>12</sup>が困難な地域となっています。

### (イ) ケーブルテレビ(CATV)

土浦市内で視聴可能なケーブルテレビとして、現在土浦ケーブルテレビ(株)がケーブルテレビ事業を行っています。

土浦ケーブルテレビ(株)では、ブロードバンドネットワークを使って、地上デジタル放送\*<sup>13</sup>を含むケーブルテレビの放送サービスのほか、

インターネットサービスやケーブル電話サービスも行っており、そうしたサービスの利用者数も年々増加している状況となっております。

#### (ウ) 地上デジタル放送

2003年12月に関東・中京・近畿の三大都市圏の一部地域から始まった地上デジタル放送は、その後の全国的な受信地域の拡大により、2005年末には受信できる世帯が総世帯数の5割を超え、2006年末には約8割に達する見込みです。土浦市域でも、NHKなど東京キー局から送信される地上デジタル放送は、2005年末から受信が可能となっております。

また、2004年10月から始まったNHK茨城県域デジタルテレビ放送は、データ放送を開始し、県内各地の地域情報や天気情報などを提供しています。土浦市域では市の東部地区で水戸送信所からの受信が可能となった他、ケーブルテレビを通じて視聴可能となっております。



(出所：NHK水戸放送局HP)

#### 個人情報保護とセキュリティ

IT化の進展とともにクローズアップされてきたのが個人情報の保護とセキュリティの問題です。自分の情報はしっかり守られているのか、必要外に閲覧や利用がされていないか等、市民の個人情報への関心は年々高まっています。これに歩調を合わせるようにマスコミも個人情報に関する事件を積極的に取り上げており、企業等を含め、個人情報の流出事件がマスコミに出ない日はないといってもよい状況です。

国は平成17年4月に個人情報保護法を施行しました。本市では平成1

2年に個人情報保護条例をすでに施行していましたが、個人情報の取り扱いに関して市の職員もより一層厳格、厳密な取り扱いを行うことが強く求められています。

情報セキュリティ対策については、保有する市民の個人情報をはじめとする重要な情報資産について、機密性、完全性、及び可用性を維持するために、平成16年度に策定した情報セキュリティポリシー\*<sup>14</sup>に基づき、総合的、体系的かつ具体的な情報セキュリティ対策を実施しています。

### (3) 情報化の課題

情報化の進展は、社会経済全体の基盤を変える大きな変動を引き起こしており、人々のライフスタイルや企業活動など、社会全般に強い影響を及ぼしています。情報化については、今後とも急速に進展することが考えられ、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながるユビキタスネット社会の実現に向けての対応が大きな課題となっています。

また、すべての市民が情報化の利便性を享受できるように、市民の情報リテラシー\*<sup>15</sup>の向上を図ることが重要となってきます。

本市の行政運営においても、情報通信技術の進展・普及に対応した新しい行政サービスと事務処理の効率化、迅速化を進めていく必要があります。

こうした社会経済全体の動向とは別に、本市は、2006年2月に新治村と合併し、市域が広がりました。新治地区の農業資源・観光資源を生かす情報化が求められます。

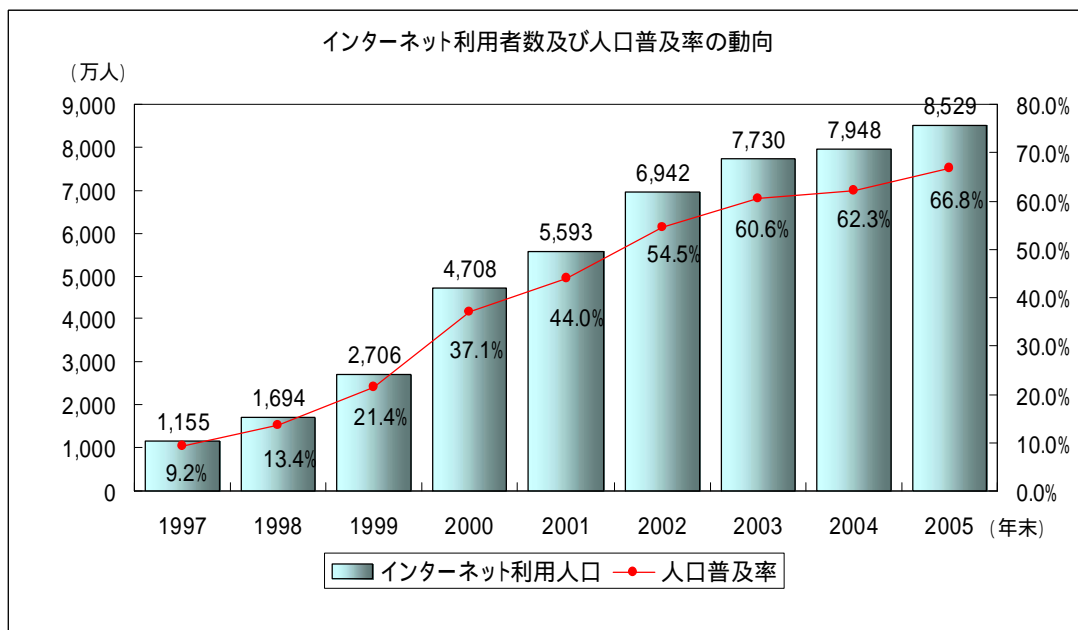
また、新治地区は現在、ブロードバンド環境については、ADSLサービスのみ利用可能となっています。旧土浦地区と同様にF T T HサービスやC A T Vサービスエリアの拡大が望まれます。

## 2 IT (情報通信技術)に関する社会・経済の動向

### (1) インターネットの普及・モバイル<sup>\*16</sup>化の進展・地上デジタル放送の開始

#### インターネットの普及

日本のインターネット利用人口は継続的に増加を続けており、2005 年末においては 8,529 万人がインターネットを利用していると推計され、1 年間で 581 万人増加しています。人口普及率は 66.8% です。



インターネット利用者数 (推計) は、6 歳以上で、過去 1 年間に、インターネットを利用したことがある者を対象として行った本調査の結果からの推計値。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・PHS、携帯情報端末、ゲーム機等あらゆるものを含み (当該機器を所有しているか否かは問わない。) 利用目的等についても、個人的な利用、仕事上の利用、学校での利用等あらゆるものを含む

人口普及率 (推計) は、本調査で推計したインターネット利用人口 8,529 万人を、2005 年 10 月の全人口推計値 1 億 2,771 万人 (国立社会保障・人口問題研究所『我が国の将来人口推計 (中位推計)』) で除したもので、1997~2000 年末までの数値は「通信白書」から抜粋。2001~2005 年末の数値は、通信利用動向調査における推計値

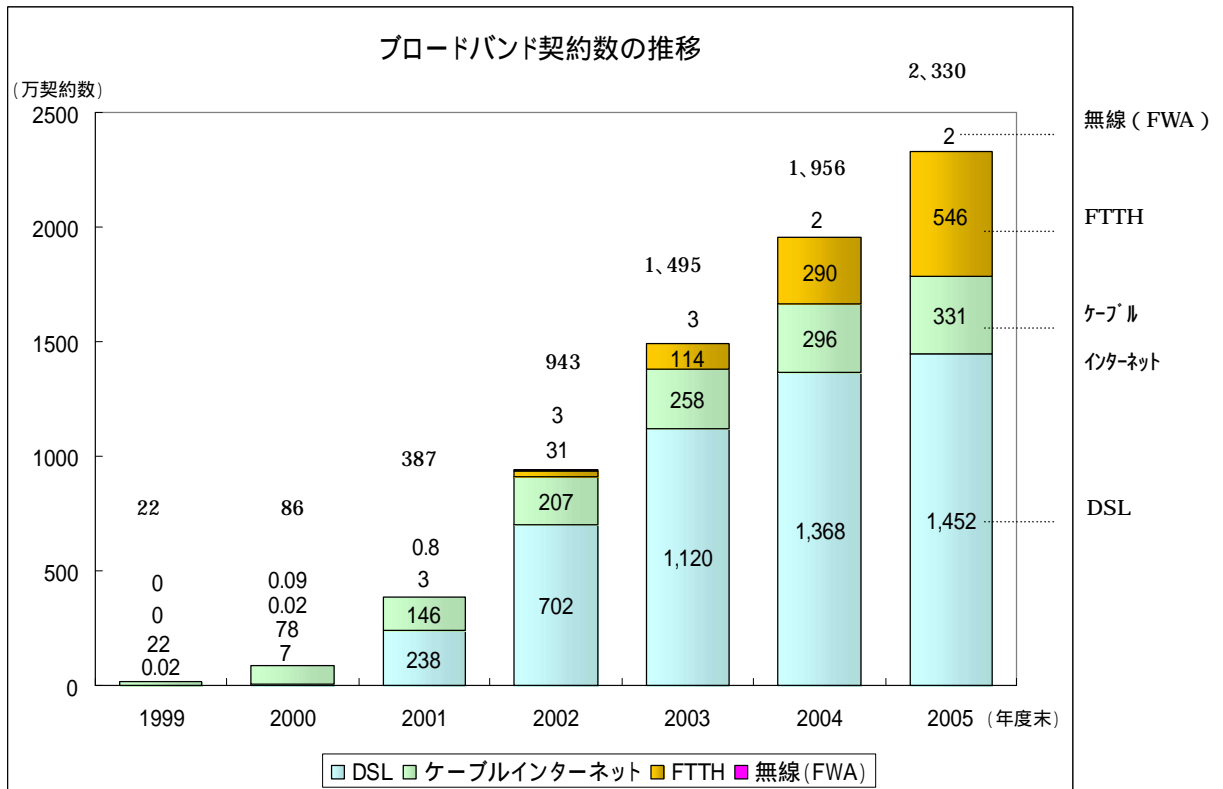
調査対象年齢については、1999 年調査までは 15 歳~69 歳であったが、その後の高齢者及び小中学生の利用増加を踏まえ、2000 年調査は 15 歳~79 歳、2001 年調査以降は 6 歳以上に拡大したため、これらの調査結果相互間では厳密な比較はできない

総務省「通信利用動向調査 (世帯編)」により作成

(出所:平成 18 年版 情報通信白書)



近年では、ブロードバンド（DSL、ケーブルインターネット、FTTH、無線等）の整備と利用が急成長を遂げ、世界最高水準に達しつつあります。ブロードバンド回線の契約数は、約2,330万件（対前年度比19.1%増）となっており、引き続きブロードバンドが拡大しています。

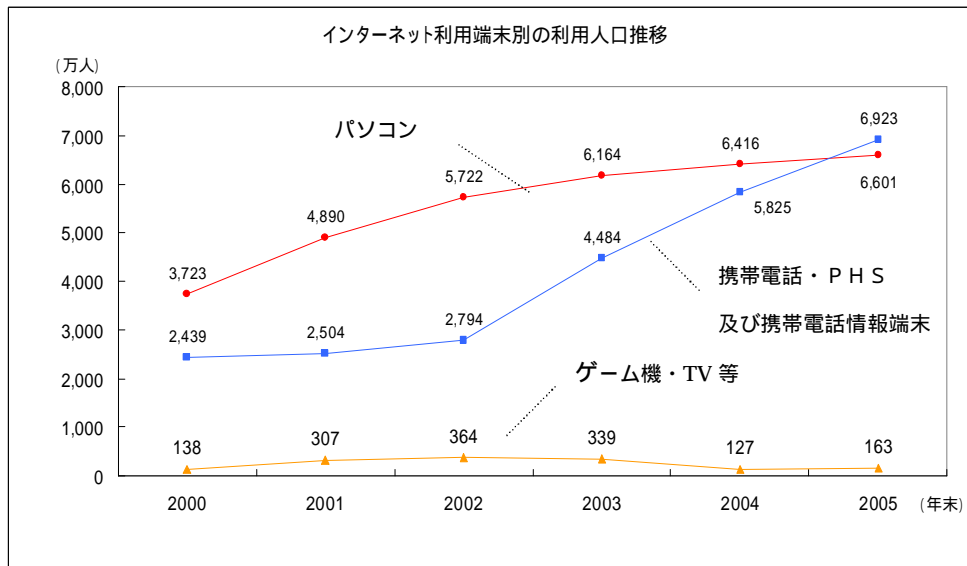


2004年度分以降は電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は事業者から任意に報告を受けた契約数を集計

（出所：平成18年版 情報通信白書）

## モバイル化の進展

携帯電話のインターネット利用も急速に増加しています。個人のインターネット利用端末については、携帯電話等の移動端末利用者が、前年末から1,098万人増加して推計6,923万人に達し、パソコン利用者(推計6,601万人)を初めて逆転するなど、モバイル化が更に進展しています。



(出所：平成18年版 情報通信白書)

インターネット対応型携帯電話・PHSの利用方法として、携帯電話は音声通信端末から、電子メールやウェブ閲覧、写真や動画の伝送等も行う総合的な情報通信端末に変化しつつあります。

## 携帯情報通信端末の機能の高度化

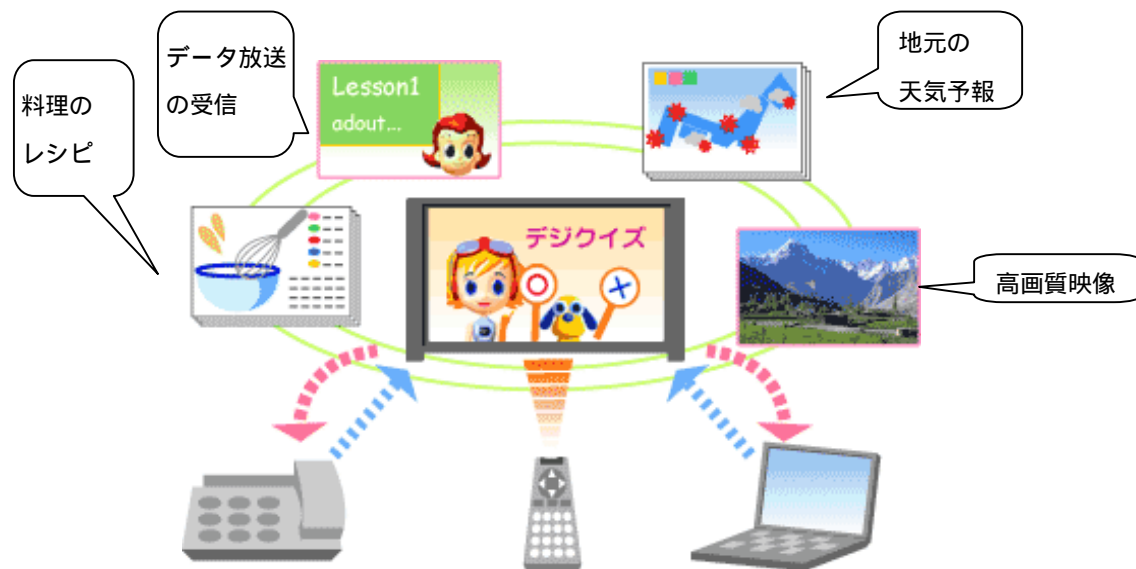
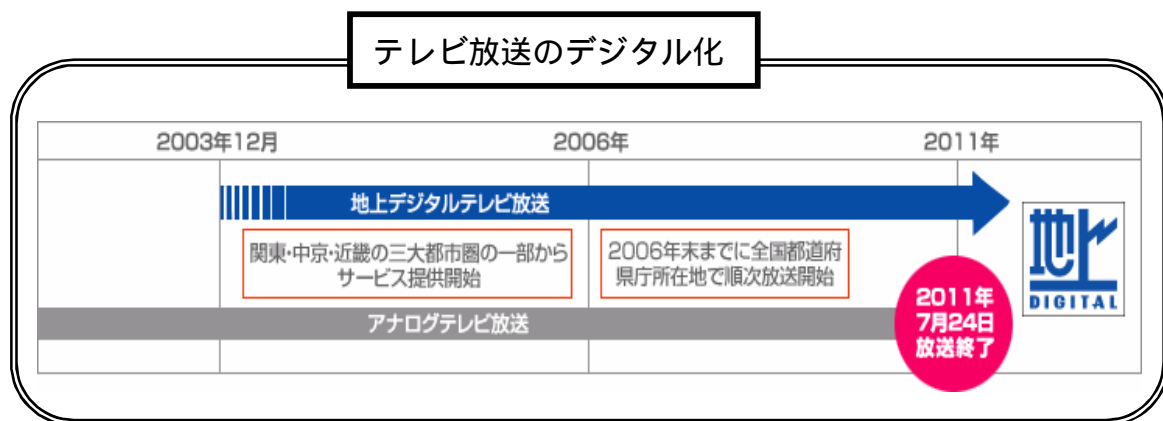


(出所：平成18年版 情報通信白書)

## 地上デジタル放送の開始

2003年12月、地上デジタルテレビ放送が関東・中京・近畿の三大都市圏の一部からサービス提供開始されました。2006年末までに全国都道府県庁所在地で順次放送が開始され、これにより、地上放送、衛星放送、CATVの全放送メディアにおいてデジタル放送が実現することとなり、高画質・高音質になるだけでなく、多様なデータ放送の受信や、双方向機能<sup>\*17</sup>を活かした視聴者自らが能動的に働きかける視聴スタイルの実現が期待されます。

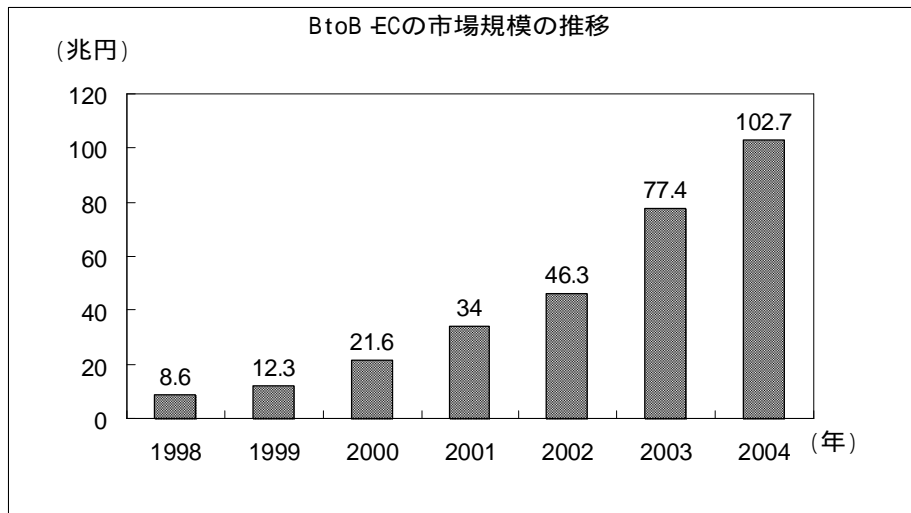
アナログ放送からデジタル放送の移行については、2011年までに完了する予定であります。アナログ放送終了に伴う様々な問題や影響への対応についても国や関係団体に働きかけていく必要があります。



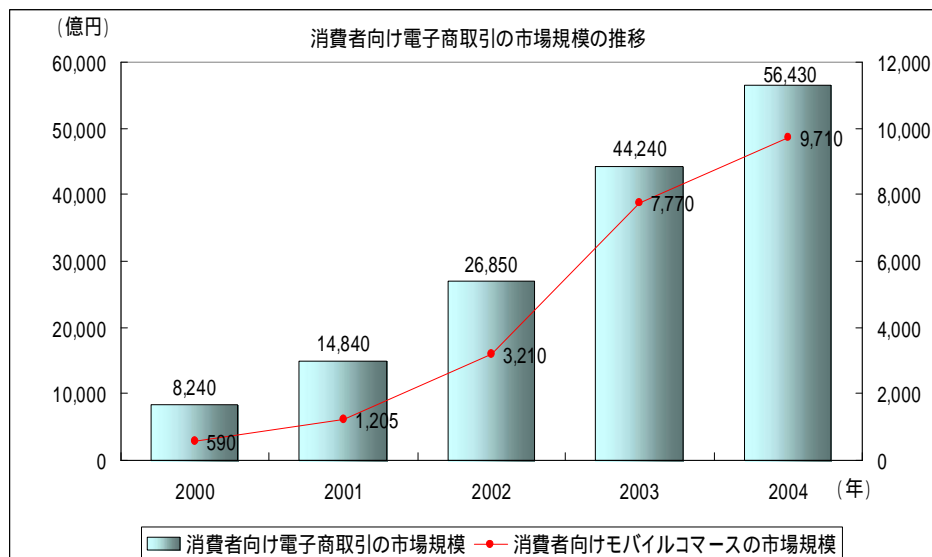
(出所：総務省HP「地上デジタルテレビ放送」)

## (2) 経済に与えるインパクト

インターネットや携帯電話などが経済に与えるインパクトも大きなものとなっています。企業間の電子商取引(B2B<sup>\*18</sup>)の市場規模は、2004年で102.7兆円と推計され、この6年間で、8.6兆円から約12倍に拡大しています。また、消費者向け電子商取引(B2C<sup>\*19</sup>)市場は、5.6兆円に達し、うち携帯インターネット等のモバイルB2C市場は、約9,710億円と推計されています。



(出所：経済産業省、次世代電子商取引推進協議会、NTTデータ経営研究所  
「平成16年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」)



(出所：平成18年版 情報通信白書)

### (3) ユビキタスネットワーク\*<sup>20</sup>への進化

ブロードバンドインフラの整備と普及、携帯電話の高度化など、ブロードバンド化とモバイル化が大きく進展しています。

また端末の面では、地上デジタル放送の開始により、インターネットと連携した放送番組やテレビ画面を通じたインターネット接続など、インターネットの活用の間口が広がることが期待されています。さらに情報家電の実現により、これまで単独で利用されていた家電製品がネットワークを通じて相互に接続され、外出先からの操作などネットワークと連携したサービスが可能となります。同時に、家電製品やパソコン同士が家庭内でも連携することで、省エネや安全の確保等が期待されます。

また、ネットワークを活用したICタグ\*<sup>21</sup>の実用化により、様々な「物」の情報がネットワークを流れ、製造・物流・在庫管理等に活用されるようにもなります。

このように、ネットワーク、アプリケーション、端末等が組み合わせりながら、いつでも、どこでも、何でも、誰でもがネットワークに接続され、情報の自在なやりとりを行うことができるユビキタスネットワークの実現が、今後期待されています。

#### ユビキタスネットワークの生活面での具体的な利用シーン例



(出所：平成17年版 情報通信白書)

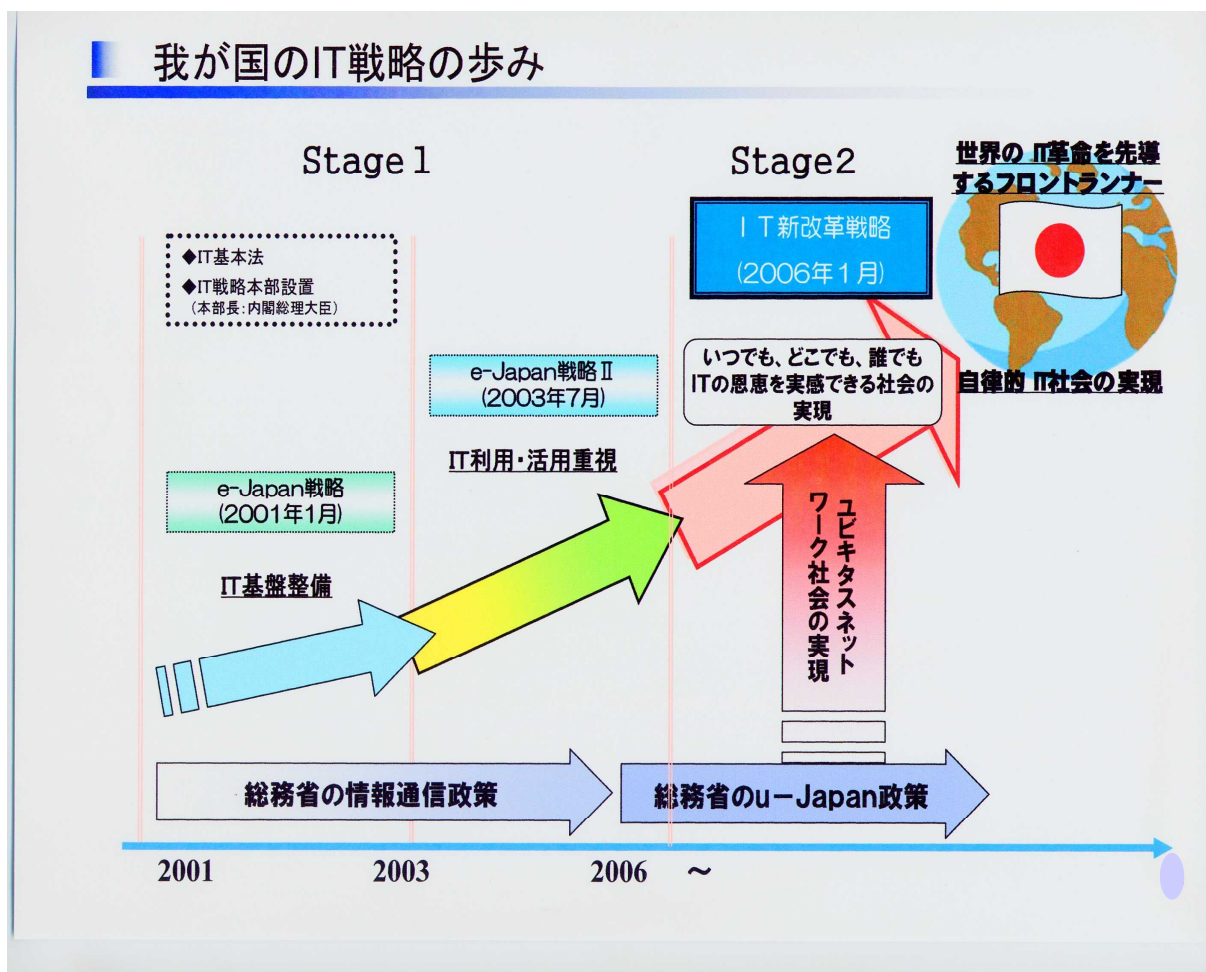
### 3 国・県の将来ビジョン

#### (1) 国の将来ビジョン

e-Japan 戦略、e-Japan 戦略

2001年1月に施行された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)」を受け、2001年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)は、e-Japan 戦略を策定しました。これは、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す国家戦略である。この戦略に基づき、毎年e-Japan 重点計画が定められ、国が実施する具体的な施策がとりまとめられています。

また、2003年7月には、e-Japan 戦略 が定められました。e-Japan 戦略の成果により、着実にインフラ整備が進んだことから、そのインフラの利活用面に新たに焦点をあてています。



(出所:総務省「地域情報プラットフォームの標準化」)

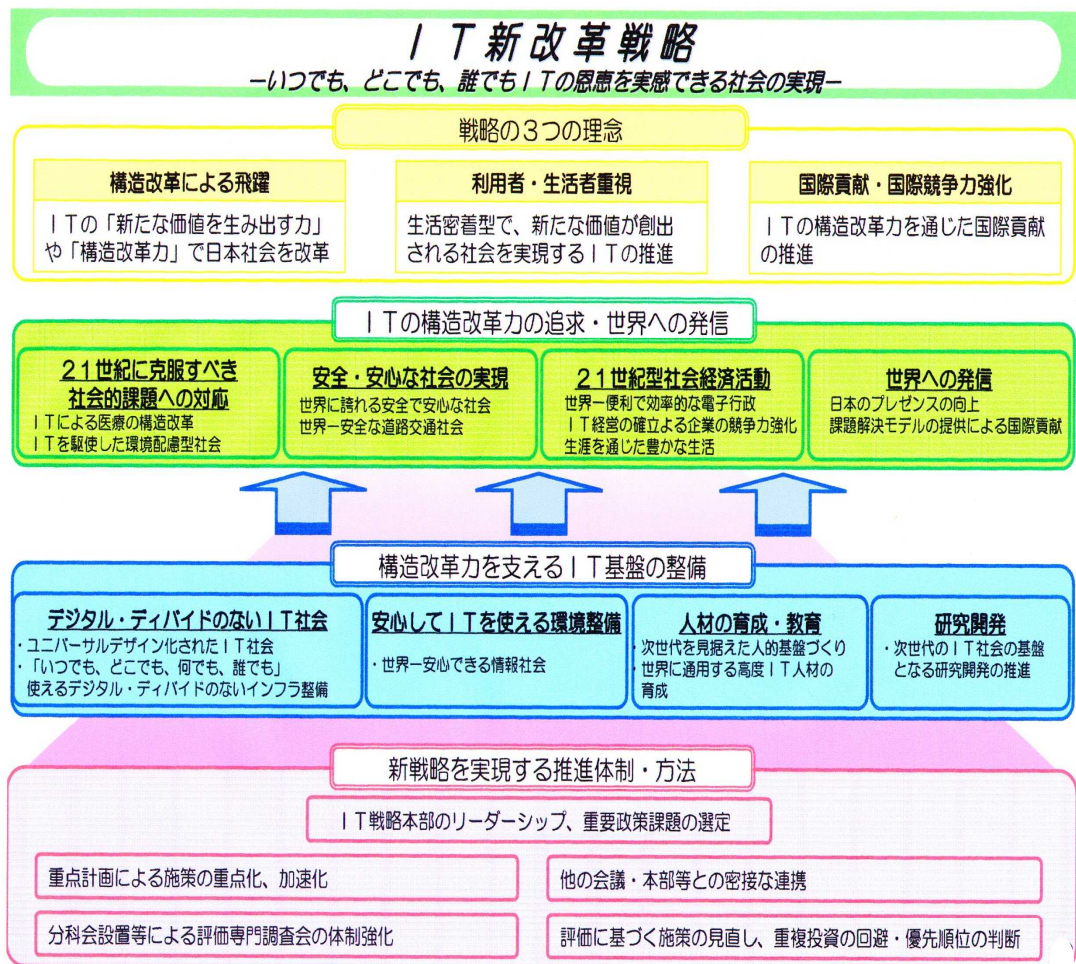


## IT新改革戦略

国のIT戦略本部は「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を目指し、2006年1月に「IT新改革戦略」を決定しました。

この戦略は、e-Japan戦略およびe-Japan戦略に続く今後5年間の戦略で、ITの力を最大限に利用して日本経済社会の改革を推進することを念頭に置き、2010年度にはIT改革を完成し、自立的なIT社会を実現することを目標としています。

また、同戦略では「構造改革による飛躍」、「利用者・生活者重視」、「国際貢献・国際競争力強化」の3つを基本理念としています。



(出所：IT戦略本部「IT新改革戦略」)

## (2) 県の将来ビジョン

### 茨城県IT戦略推進指針

茨城県は「県民一人一人がうれしいと実感できる情報交流社会の実現」を目標として、2006年2月に新「茨城県IT戦略推進指針」(以下「新計画」という。)を策定しました。

2001年12月に策定した前計画では、ITネットワーク社会作りの基礎となる高速大容量情報通信基盤を県内全域に整備することを基本的考え方として位置づけ、いばらきブロードバンドネットワークやスポーツ施設予約システムといった情報通信基盤やその基盤を活用したシステムを整備してきました。

新計画の視点を「情報通信基盤等のハード整備からその利活用への転換」、「県行政の視点から市町村行政、県民の視点への転換」とし、いばらきブロードバンドネットワークの利用促進を図り、茨城らしいIT施策を展開しようとしています。

新計画によって、情報通信サービスの充実による県民の快適な暮らしの実現や県民の安心・安全な暮らしの実現を目指します。



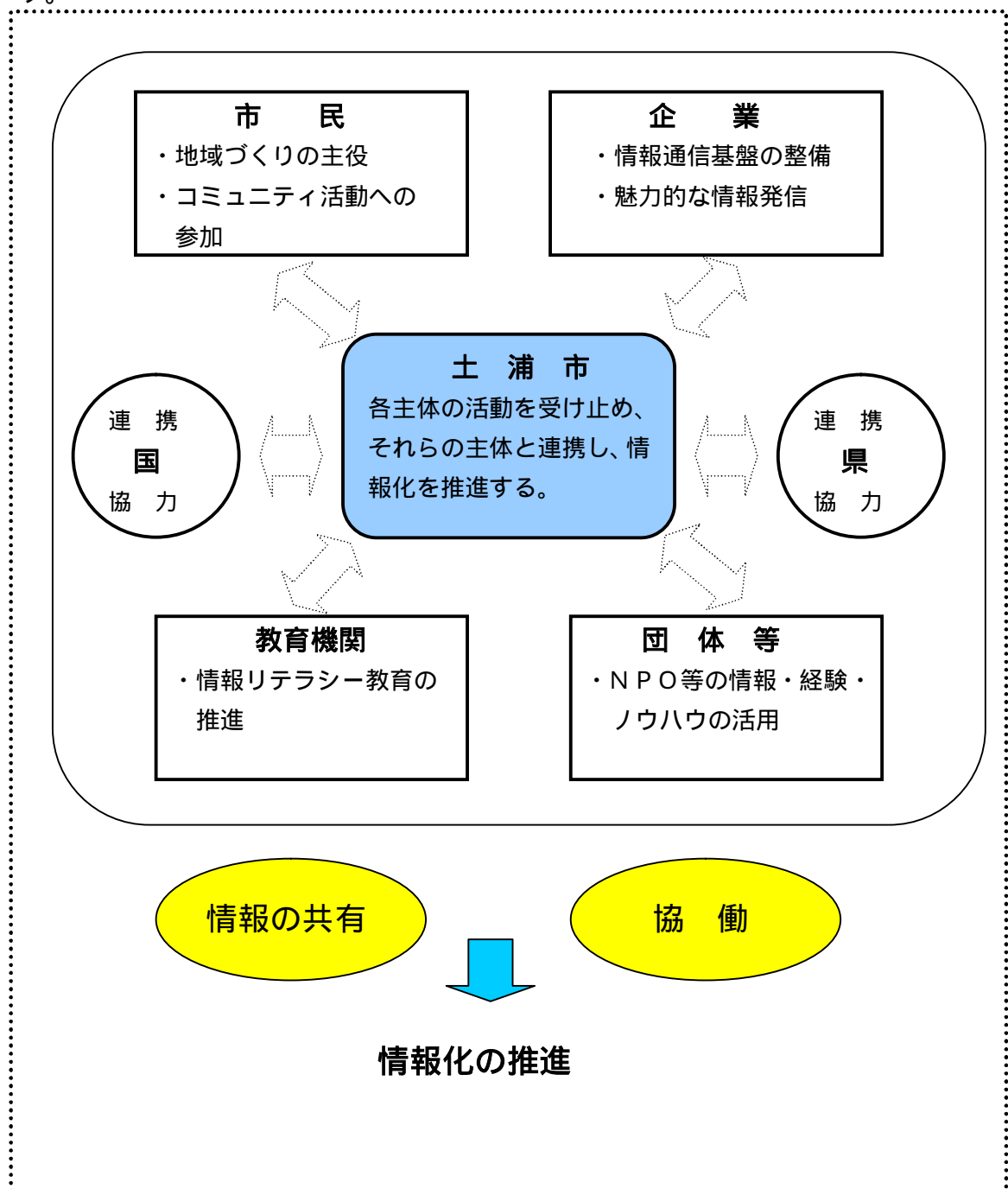
(出所：茨城県「IT戦略推進指針」)



## 4 役割分担

「情報化」を効率的に推進するためには、行政（国・県・土浦市）と地域（市民、企業、教育機関及び団体等）が相互に、協力・連携して主体的に活動することが重要です。

各主体は、「情報化」の推進において、次の役割を果たすことが期待されます。



### (1) 市民に期待する役割

市民に対しては、自らが新しい地域づくりの主役であるという意識のもと、主体的・積極的に「情報化」に取り組み、豊かな生活を創造していくことが期待されます。

また、インターネットを通じた交流や情報発信、地域における自主的な活動やコミュニティ活動への参加などを通じて、つながりを深め、「地域情報化」やその他のまちづくり施策などの事業に関心を持ち、それらに積極的に参加・協力することが期待されます。

### (2) 企業に期待する役割

企業に対しては、情報通信基盤の整備やそれらの積極的な活用、魅力的な情報の発信、産業界における情報化をになう人づくり、地域情報化事業への参加、協力などが期待されます。

### (3) 教育機関に期待する役割

教育機関に対しては、「情報化」社会の次世代を担う児童・生徒・学生の教育にあたり、情報リテラシー教育を積極的に行うことが期待されます。これは単に機器の操作に慣れているだけではなく、情報の収集・選択を主体的に行い、正しい情報に基づき自律的に行動できる人づくりを行うものです。

### (4) 団体等に期待する役割

NPO団体などは、行政や企業などでは果たせない独自の役割をにないつつ、相互補完的に多様な活動を展開しており、これまでの取り組みにおいて蓄積された情報・経験・ノウハウなどを、これからの「情報化」を進めていく上で、活用することが期待されます。

### (5) 国・県に期待する役割

国・県に対しては、情報化事業の展開にあたり、適切な連携と協力が期待されます。

### (6) 土浦市の役割

土浦市は、市が主体となっていく情報化事業について、積極的に取り組むとともに、市民・企業・教育機関・団体・国・県などそれぞれの主体による「情報化」への活動を受け止め、それらの主体と連携し、協力しながら「情報化」の推進を総合的に取り組むことが求められております。

とりわけ、ITの利活用による市民生活の向上や安心・安全なIT社会の実現、電子市役所の推進が重要になります。

具体的には、ITの利活用を推進し、福祉情報の提供や市民情報コミュニティを充実させるとともに産業別の情報提供・情報交流を支援して市民サービスの向上に努める必要があります。安心・安全なまちをつくるためにITを活用した地域防災情報や地域安全情報を発信し、ITによる安心できる生活の実現に努める必要があります。現システムの拡大と公共施設の情報化を充実させることで利活用を推進し、便利で効率的な電子市役所の実現に努める必要があります。

## 5 計画の進め方

### (1) 基本計画の改訂の必要性

インターネットや携帯電話の普及が急速に進み、情報機器の用途の多様化が目覚しく、情報化に期待される役割も変化してきています。

しかし一方で、情報格差やネットワーク犯罪の発生、個人情報保護など、情報化が進んだためにこれまでにない問題への対応が必要になっております。

そこで、これらの状況の変化に対応するため、基本計画の見直しを行い「土浦市総合情報化基本計画（改訂）」を策定します。

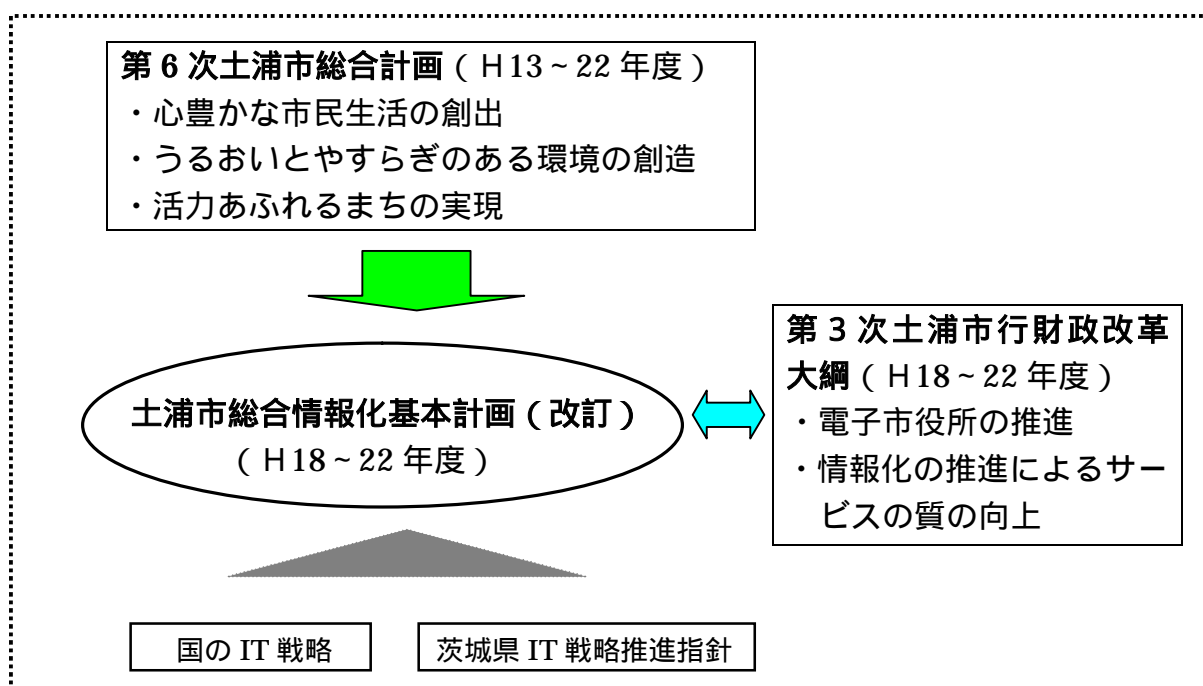
### (2) 計画の位置づけ

土浦市の市政の基本的なあり方を定める「第6次土浦市総合計画」において「心豊かな市民生活の創出」、「うるおいとやすらぎのある環境の創造」、「活力あふれるまちの実現」を基本理念とし、地域情報化計画の推進、情報化教育の充実、情報通信基盤の整備促進等を位置づけており、国のIT戦略や茨城県の情報化施策・指針（茨城県IT戦略推進指針平成18年2月17日策定）を踏まえ、行政情報化及び地域情報化、電子市役所の構築を推進する方向を定める「土浦市総合情報化基本計画（改訂）」として策定するものです。

また、現在平成18年度から22年度の5カ年に渡る行財政改革プログラムとして「第3次土浦市行財政改革大綱」を策定しており、その中で「電子市役所の推進」と「情報化の推進によるサービスの質の向上」を施策として挙げています。

### (3) 計画期間

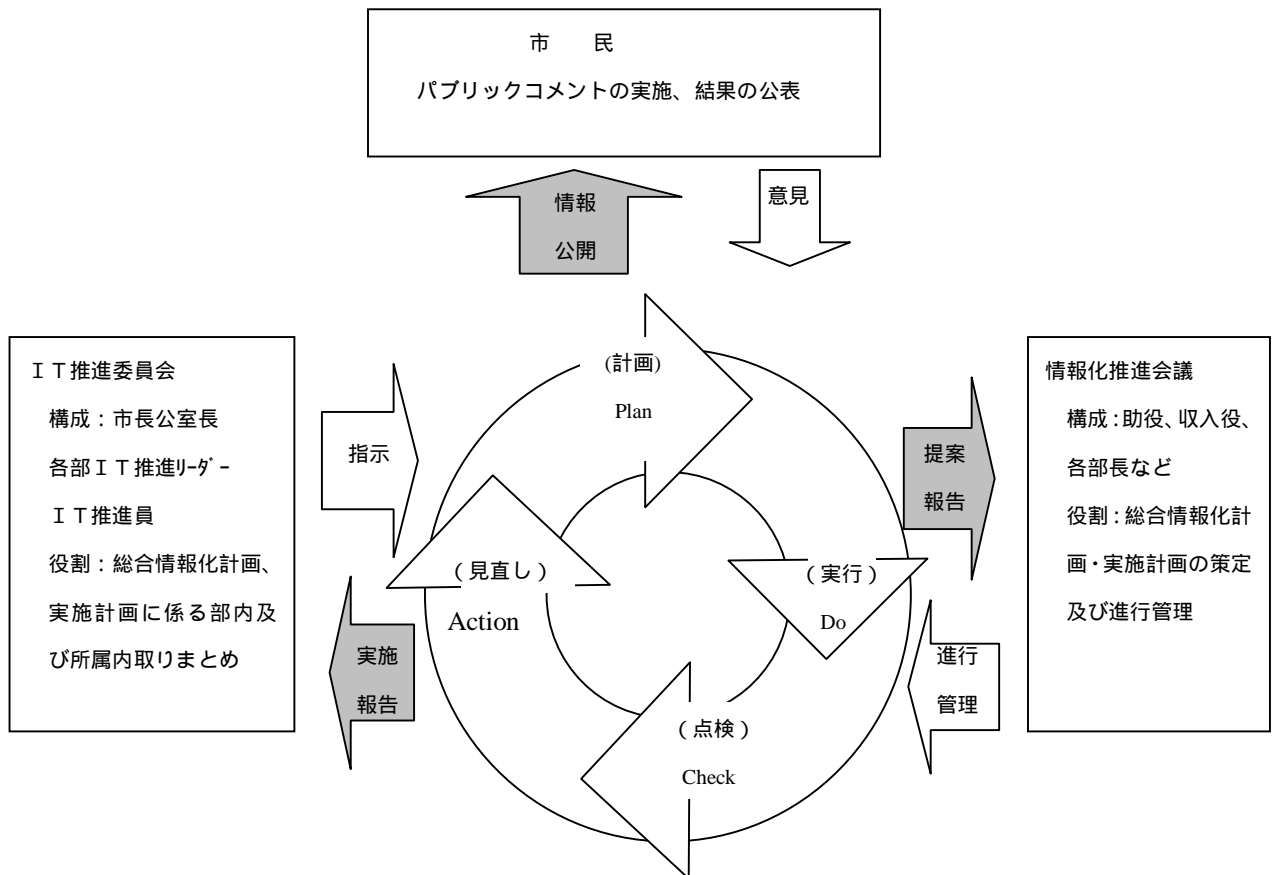
計画期間は、平成18年度から22年度までの5カ年計画とします。



#### (4) 推進体制

土浦市総合情報化基本計画の施策実施にあたっては、計画(Plan)実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)というPDCAサイクルのもと、「土浦市情報化推進会議」、「IT推進委員会」が中心となって全庁的に推進を図り、「土浦市情報化推進会議」が進行管理を行います。

また、各種情報化研修を実施し、職員の情報化推進能力の向上に努めます。

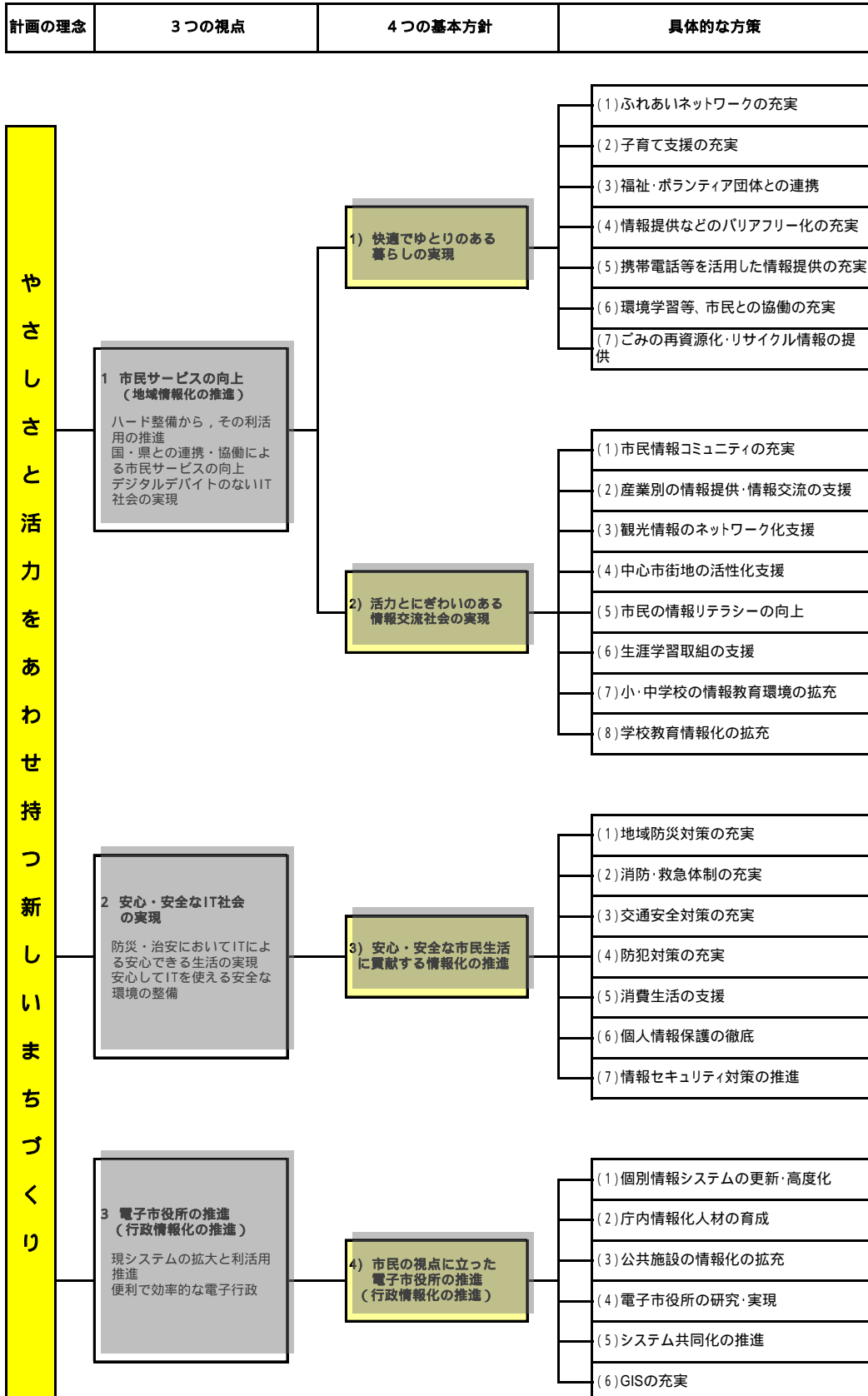


#### (5) 推進方策

この土浦市総合情報化基本計画に基づく取り組みを具体的に、かつ着実に推進していくため、推進項目・実施時期・数値目標を内容とする実施計画を定めます。

また、毎年度の進行状況や環境の変化への対応など、必要に応じて実施計画の見直しを行います。

## 6 情報化計画の体系



## 7 情報化の基本理念

(理念)

「やさしさと活力をあわせ持つ新しいまちづくり」

- ・人にやさしい新しいまちづくり  
共に支えあい、人と人とのつながりを大切にしていくために、ITによる新しいまちづくりを進めます。
- ・活力ある新しいまちづくり  
個性と魅力にあふれ、市民が生き生きと生活するITによる新しいまちづくりを進めます。

## 8 計画の視点

総合情報化基本計画の視点として次の3つを設定します。

地域情報化と行政情報化を進めるとともに、安心・安全なIT社会の実現を目指します。

### 1 市民サービスの向上（地域情報化の推進）

- ・ハード整備から、その利活用の推進
- ・国・県との連携・協働による市民サービスの向上
- ・デジタルデバイトのないIT社会の実現

### 2 安心・安全なIT社会の実現

- ・防災・治安においてITによる安心できる生活の実現
- ・安心してITを使える安全な環境の整備

### 3 電子市役所の推進（行政情報化の推進）

- ・現システムの拡大と利活用推進
- ・便利で効率的な電子行政

## 9 基本方針

基本方針は、地域ニーズと課題をふまえて、次の4つを設定します。

### 基本方針1 快適でゆとりのある暮らしの実現

情報化を通じて各種施策の高度化・効率化をはかることにより、市民の快適でゆとりのある暮らしの実現のための支援を行います。

このため、福祉団体・行政や地区コミュニティが連携して、総合的な福祉活動支援システム（ふれあいネットワーク）を充実させ、インターネットやケーブルテレビなどのメディアを活用した子育て支援体制の充実を図ります。

また、福祉団体・ボランティア団体との連携を図り、障害者・高齢者に対応したバリアフリー化を充実させるとともに、携帯電話・ケーブルテレビ等を活用した情報提供の充実を図ります。

### 基本方針2 活力とにぎわいのある情報交流社会の実現

市民と市民をつなぐネットワークを構築するとともに、市民がいつでもどこからでも自由にまちづくりについての意見を交換できる仕組みを整備するとともに、地域産業の情報化社会への対応を行い、産業の活性化を図ります。

このため、市民情報コミュニティの充実を図り、産業別の情報提供・情報交流の支援をします。

また、観光情報のネットワーク化や中心市街地の活性化を支援するとともに、市民の情報リテラシーの向上や学校教育情報化の拡充を図ります。

### 基本方針 3 安心・安全な市民生活に貢献する情報化の推進

安心・安全なまちをつくるために、行政から災害・犯罪などに関する情報を積極的に提供するとともに、行政と市民が情報を共有し、防災・防犯意識を高めます。

このため、ITを活用した地域防災対策、消防・救急体制や防犯対策情報の充実を図り、消費生活相談情報等を提供することによって、消費生活を支援します。

また、個人情報保護の徹底を図るとともに、システムのセキュリティ対策を強化します。

### 基本方針 4 市民の視点に立った電子市役所の推進（行政情報化の推進）

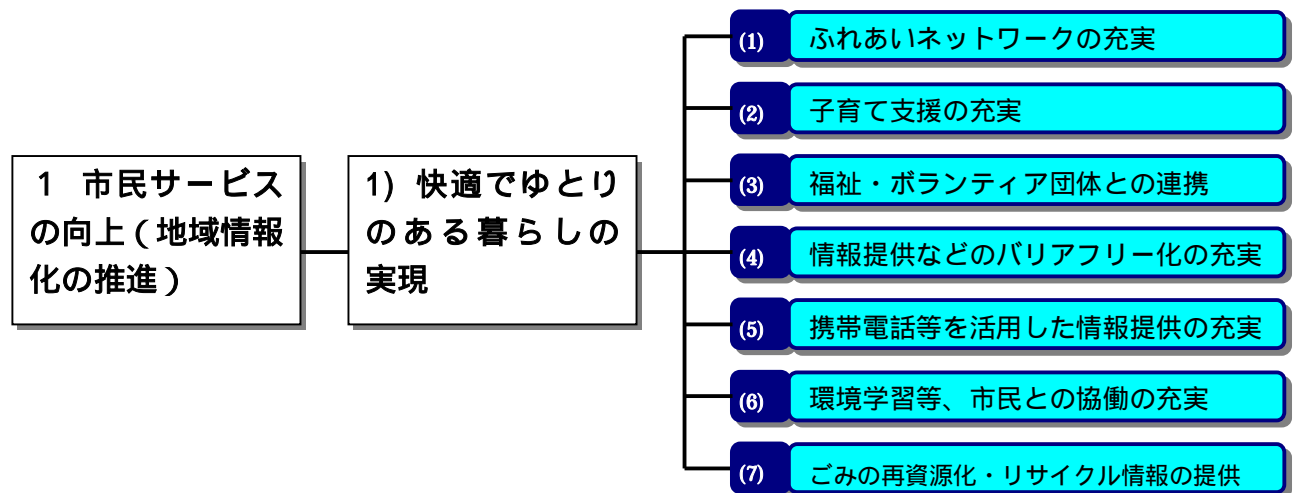
行政事務の中の情報化に積極的に取り組むことによって、市民サービスの高度化と迅速化を図ります。

このため、個別情報システムの新規導入や更新を推進し、庁内情報化人材の育成を積極的に進めます。

また、各公共施設の情報化の充実や統合型地理情報システム（GIS）の充実を図るとともに、電子市役所の研究や広域でのシステム共同化を推進します。



## 10 情報化の具体的方策



### (1) ふれあいネットワークの充実

福祉関係団体、行政そして地区コミュニティが連携して人的ネットワークと、コミュニティセンターを拠点とする情報ネットワークにより、総合的な福祉活動支援システム（ふれあいネットワーク）の構築を図ります。

また、インターネットを利用した健康相談や保健指導の充実を図ります。

### (2) 子育て支援の充実

子育てガイドの発行、インターネットやCATVなどのメディアを活用した子育て情報の発信など子育てが安心してできる支援体制を確立します。

### (3) 福祉・ボランティア団体との連携

福祉団体やボランティア団体の情報化支援を行い、ネットワーク化を図ります。  
社会福祉協議会などの福祉団体とボランティア団体等との人的ネットワーク形成の状況に対応して、連携支援することのできる情報システム構築や情報リテラシー向上の支援を図ります。

#### (4) 情報提供などのバリアフリー化の充実

情報通信技術を利用した情報提供に際し、障害者・高齢者への対応を行い、バリアフリー化を図ります。

高齢者や障害者に配慮した情報提供のあり方を検討し、インターネットを介した電子情報の提供だけでなく、音声による情報伝達や紙を媒体にした従来の情報提供のあり方も検討し、環境整備を推進します。

#### (5) 携帯電話等を活用した情報提供の充実

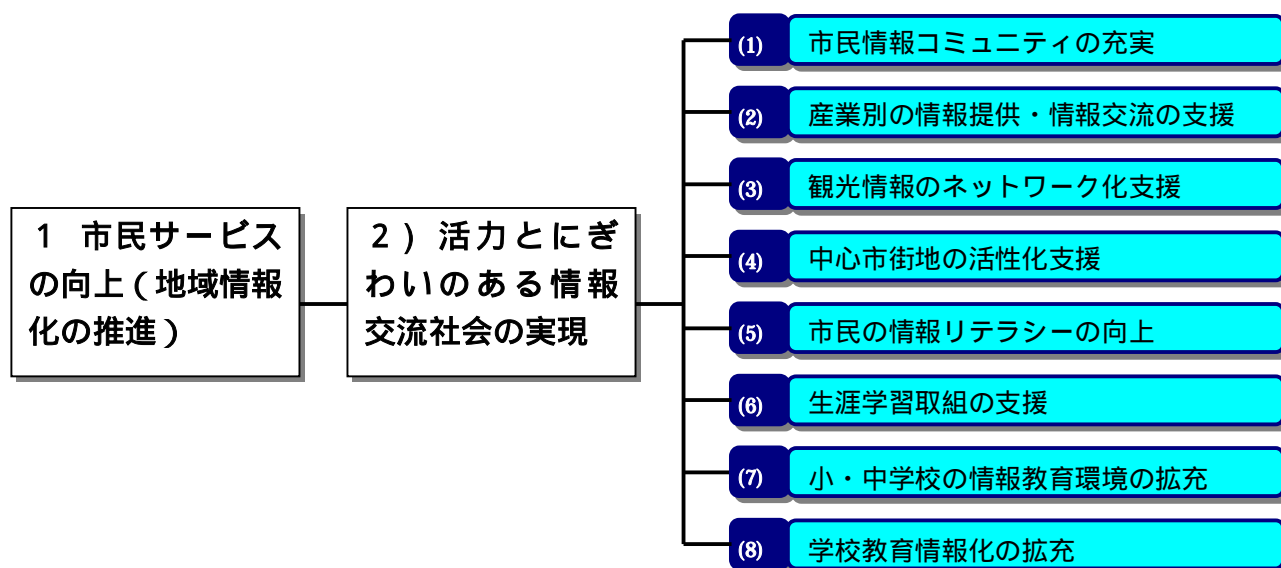
携帯電話を情報端末として活用したサービスの検討や CATV・地上デジタル放送の活用の検討を行い、情報提供の充実を図ります。

#### (6) 環境学習等、市民との協働の充実

環境保全など啓蒙普及に係わる情報を提供し、市民や事業者と行政との協働を推進します。

#### (7) ごみの再資源化・リサイクル情報の提供

ごみの減量とリサイクル推進を図るため、リサイクルに関する情報を収集し、市民に提供します。



### (1) 市民情報コミュニティの充実

地区コミュニティセンターなど、市民活動の拠点となる施設において、市民や市民活動団体の情報交流や情報リテラシーの向上を推進します。

### (2) 産業別の情報提供・情報交流の支援

商業、工業、農・水産業など、産業別にインターネットを活用した情報提供及び情報交流の実現について支援を行います。

### (3) 観光情報のネットワーク化支援

インターネットを活用した観光名所、イベント、宿泊等の情報提供について支援を行います。

### (4) 中心市街地の活性化支援

中心市街地の集積による市民の利便性の向上を図るとともに、市民の交流や連携等を促進します。

**(5) 市民の情報リテラシーの向上**

IT 講習会の実施のほか、市民が市民をサポートすることにより市民の IT 活用能力の向上を図ります。

**(6) 生涯学習取組の支援**

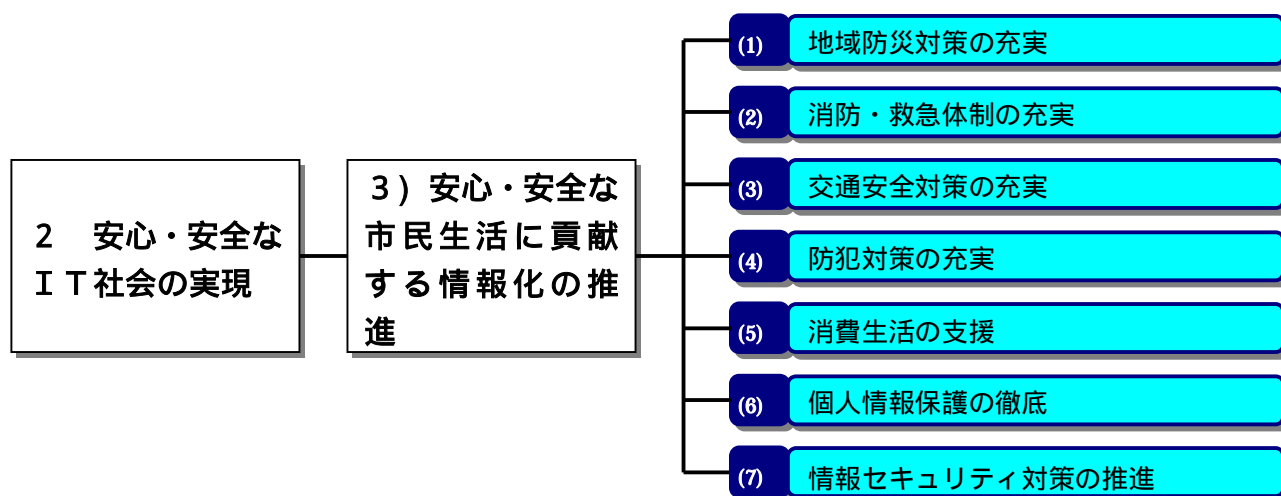
生涯学習情報提供システムを構築し、インターネット等を利用して市民への学習情報や学習資源の提供を充実します。

**(7) 小・中学校の情報教育環境の拡充**

学校イントラネットを活用し、インターネット等を利用した情報教育の推進を図ります。

**(8) 学校教育情報化の拡充**

情報教育指導者の研修を充実し、教職員の情報リテラシーの向上を図ります。



### (1) 地域防災対策の充実

地域メディア（インターネット、CATV、広報紙等）により、防災知識の普及、啓発を図ります。

### (2) 消防・救急体制の充実

アナログ無線からデジタル無線の移行を図るなど、消防・救急体制の充実を図ります。

### (3) 交通安全対策の充実

交通安全に関する各種情報の集約・提供体制の整備を図ります。

### (4) 防犯対策の充実

防犯に関する情報の提供を行うとともに、意識の啓発・普及を図ります。

#### (5) 消費生活の支援

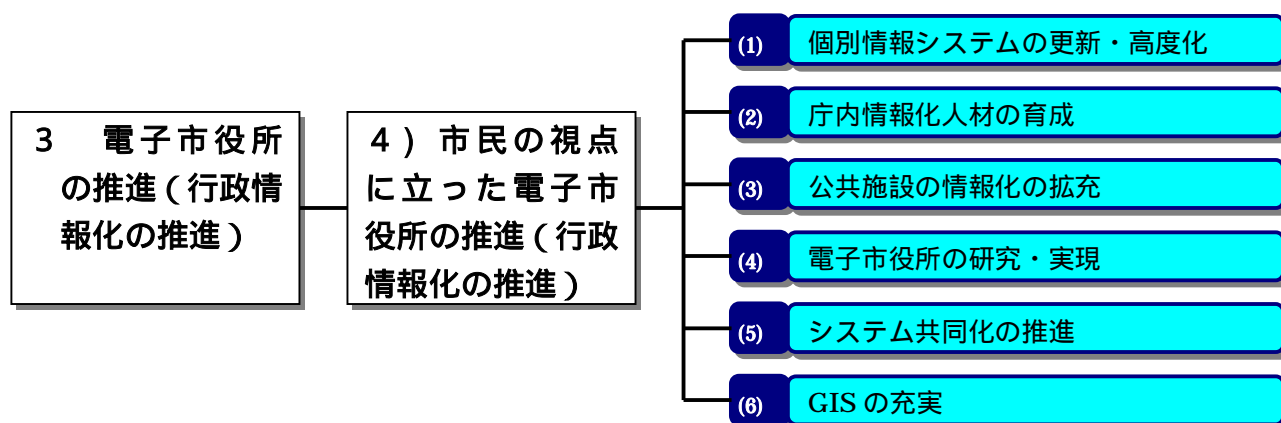
インターネット等を活用し、消費生活相談情報や消費生活講座案内などを提供し、消費生活を支援します。

#### (6) 個人情報保護の徹底

個人情報保護条例に則って、個人情報の取り扱いを厳格に行います。職員研修を充実するとともに、ハードウェアなどの対応も強化します。

#### (7) 情報セキュリティ対策の推進

情報機器、システムのセキュリティ対策の強化、情報の暗号化、職員のセキュリティ意識の向上など、情報セキュリティ対策を総合的に推進します。



### (1) 個別情報システムの更新・高度化

各部門の業務用システムの更新・運用及び導入を推進します。また、職員の事務処理用システムの高度化を図ります。

### (2) 庁内情報化人材の育成

職員研修や IT 推進員の育成等を通じ、庁内情報化人材の育成を積極的に進めます。

### (3) 公共施設の情報化の拡充

図書館、博物館等各公共施設の情報化の拡充を図ります。

### (4) 電子市役所の研究・実現

国の動きや技術動向を研究し、職員の活用能力の向上とセキュリティを確保しながら、電子市役所の早期実現に向け取り組みます。

### (5) システム共同化の推進

共同運営センターを活用したシステムの共同化による効率的なシステム運営と、広域での行政サービスの拡大を進めます。

## (6) GIS の充実

各課で整備された各業務固有の空間データを重ね合わせて、統合型 GIS<sup>\*24</sup>の充実を図ります。



# 参 考 資 料

土浦市情報化推進会議設置要綱	．．．．．	3 1
土浦市情報化推進会議委員名簿	．．．．．	3 2
土浦市総合情報化基本計画（改訂）経過	．．．．．	3 3
用語解説	．．．．．	3 4

# 土浦市情報化推進会議設置要綱

平成14年5月1日  
訓令第12号

## (設置)

第1条 土浦市総合情報化基本計画(以下「基本計画」という。)を円滑に推進するため、土浦市情報化推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画に基づく実施計画の策定に関すること。
- (2) 実施計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本計画の推進に関し必要な事項

## (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は助役を、副会長は収入役をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

市長公室長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、都市整備部長、水道部長、議会事務局長、教育次長、消防長

## (会議)

第4条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、市長公室行革情報政策課において処理する。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則(平成16年4月1日訓令第17号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則(平成17年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年8月10日訓令第16号)

この訓令は、公表の日から施行する。

## 土浦市情報化推進会議委員名簿

No	役職名	氏 名	備 考
1	助役	瀧ヶ崎 洋 之	会 長
2	収入役	五 頭 英 明	副 会 長
3	市長公室長	古 渡 善 平	
4	総務部長	円城寺 和 則	含 会計課・監査事務局 ・選挙管理委員会
5	市民生活部長	石 神 進 一	
6	保健福祉部長	市 川 昇	
7	産業部長	石 毛 一 美	含 農業委員会
8	建設部長	山 田 和 也	
9	都市整備部長	神 戸 信 洋	
10	水道部長	萩 野 房 男	
11	議会事務局長	中 川 新 衛	
12	教育次長	長 南 幸 雄	
13	消防長	篠 崎 民 雄	

## 土浦市総合情報化基本計画（改訂）経過

日 付	会 議	内 容
平成 18 年 8 月 7 日	I T 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画（改訂）の考え方について</li> <li>・現在の実施計画の成果と課題について</li> <li>・基本計画（改訂）の骨子について</li> </ul>
8 月 30 日	第 1 回 土浦市総合情報化推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画（改訂）の考え方について</li> <li>・現在の実施計画の成果と課題について</li> <li>・基本計画（改訂）の骨子について</li> </ul>
10 月 31 日	I T 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回情報化推進会議の主な意見・要望内容とその対応について</li> <li>・基本計画（改訂）の素案について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
11 月 15 日	第 2 回 土浦市総合情報化推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回情報化推進会議の主な意見・要望内容とその対応について</li> <li>・基本計画（改訂）の素案について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
18 年 12 月 1 日 ～ 19 年 1 月 4 日	パブリックコメント による意見募集	<p>市の広報紙及びホームページ等で公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見提出者：1 名</li> <li>・意見の件数：3 件</li> </ul>
平成 19 年 2 月 2 日	I T 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 回情報化推進会議の主な意見・要望内容とその対応について</li> <li>・パブリックコメントの意見とその対応について</li> <li>・総合情報化実施計画（案）について</li> </ul>
2 月 15 日	第 3 回 土浦市総合情報化推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 回情報化推進会議の主な意見・要望内容とその対応について</li> <li>・パブリックコメントの意見とその対応について</li> <li>・総合情報化実施計画（案）について</li> </ul>

## 用語解説

- 1 テレトピア構想：テレトピア構想は、ケーブルテレビ、データ通信等の情報通信メディアを活用して地域の情報化を推進し、地域社会の振興を図ることを目的としている。国は、全国各地で先導的な情報化の取組を行う地域を「テレトピア指定地域」として指定した。
- 2 CATV：テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。近年では多チャンネルや電話サービス、高速なインターネット接続サービスなどを武器に、都市部でも加入者を増やしている。Community Antenna TeleVisionの略。
- 3 住民基本台帳ネットワーク：都道府県を通じて全国の自治体を結んだ住民基本台帳のネットワーク。都道府県や国の機関等が基本4項目(氏名、生年月日、性別、住所)を法律で定められた事務に活用することにより、住民のサービスの円滑化を図る。
- 4 LGWAN：地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有化による情報の高度化を図るとともに、霞ヶ関WAN(国)と接続し、国の各府省間との情報交換を図るもの。Local Government Wide Area Networkの略。
- 5 スポーツ施設予約システム：茨城県と県内26市町村が共同で運営している、インターネットを利用した県内公共スポーツ施設の予約システム。パソコンや携帯電話から、体育館やテニスコート等、公共スポーツ施設の空き情報検索や予約申込みが行える。
- 6 公的個人認証サービス：利用者の方が安心してインターネットを通じた行政手続を行うためには、他人によるなりすまし申請が行われていないことや、利用者からインターネットを通じて送信される電子データが途中で改ざんされていないことを行政機関が確認する機能が必要になる。公的個人認証サービスとは、利用者の方が使用する電子証明書を交付し、他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざんなどを防ぐための機能を、全国どこに住んでいる人に対しても、安い費用で提供するもの。

- 7 会議録検索システム：議会の会議録を電子化し，インターネットを利用し，素早い検索により，広く市民に議会情報を公開するシステム。
- 8 電子申請・届出システム：県・及び市町村への申請・届出等の手続を、インターネットを通じて行うことを可能とするシステム。従来の窓口申請に加えて、職場や自宅のパソコンからインターネットを利用して申請・届出を簡単に行うことができる。
- 9 戸籍電子情報システム：従来の紙媒体の戸籍を，電子的にデータベース化し，正確な戸籍管理や素早い窓口業務に総合的に対応したシステム。
- 10 ADSLサービス：電話線を使い高速なデータ通信を行なう技術。電話の音声を伝えるのには使わない高い周波数帯を使って通信を行なうxDSL技術の一種で、一般の加入電話に使われている1対の電話線を使って通信する。Asymmetric Digital Subscriber Lineの略。
- 11 FTTHサービス：通信事業者の局舎からユーザ宅までの間に光ファイバーを利用して、高速のデータ通信を可能とするサービス。光ファイバーは、一般の電話回線を使うDSLと異なって、情報を伝える電気信号の減衰がほとんどないので、通信事業者の局舎から比較的遠距離の利用者にとっても大容量のデータをやり取りするのに適している。Fiber to the Homeの略。
- 12 ブロードバンドサービス：高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。光ファイバーやCATV、xDSLなどの有線通信技術や、FWA、IMT-2000といった無線通信技術を用いて実現される、概ね500kbps以上の通信回線がブロードバンドである。
- 13 地上デジタル放送：2003年12月から開始された新しい民放テレビ放送。ハイビジョン放送並の高画質、さらに臨場感のあるサウンドを楽しめる5.1chサラウンドも楽しむことが可能で、「データ放送」により情報を取り出したりすることも可能。双方向番組にも対応しているのでクイズ番組などにリアルタイムで視聴者が参加できる。従来のアナログ放送は画質が劣るばかりでなく，ゴーストといわれる画像が二重に映る現象もおきる。

- 14 情報セキュリティポリシー：企業や団体における情報セキュリティに関する基本方針を指す。大切な「情報資産」をどのような脅威から、いかにして守るのかについて、基本的な考え方やセキュリティを確保するための体制、運用規定、具体的な手順や実施方法などについて明文化してまとめたもの。
- 15 情報リテラシー：パソコンやメールなど、情報関係の機器やサービスを使いこなす能力のこと。
- 16 モバイル：携帯電話機、携帯できる、移動できる、動きやすい、といった意味の英単語。ITの世界では携帯可能な情報・通信機器や移動体通信システム、また、それらのために開発されたソフトウェアなどの名称の一部に使われることが多い。
- 17 双方向機能：クイズ番組への視聴者参加や歌番組のリクエストがテレビのリモコンでできる機能。地上波デジタルチューナーに、インターネットへ接続する所があって、それと電話回線・インターネット回線を繋げることで、電話回線・インターネットの回線を使って、テレビ局の番組に参加等ができる。
- 18 B 2 B：電子商取引(EC)の形態の一つ。企業間の取引のこと。Business to Business の略。
- 19 B 2 C：電子商取引(EC)の形態の一つ。企業と一般消費者の取引のこと。Business to Consumer の略。
- 20 ユビキタスネットワーク：生活や社会の至る所で、何ら制約を受けず、自由に、ストレスなく、安心して利用できる情報通信ネットワークや通信サービスの環境のこと。

総務省「情報通信白書(平成16年版)」によれば、「『いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能』なネットワーク環境」と定義しており、ユビキタスコンピューティングと同義で使われることもある。
- 21 ICタグ：物体の識別に利用される微小な無線ICチップ。自身の識別コードなどの情報が記録されており、電波を使って管理システムと情報を送受信する能力をもつ。産業界においてバーコードに代わる商品識別・管理技術として研究が進められてきたが、それに留まらず社会のIT化・自動化を推進する上での基盤技術として注目が高まっている。

- 22 デジタルミュージアム：資料をデジタル技術で保存（アーカイブ）する博物館。実物資料も、レーザー利用の 3 次元デジタイザや各種のセンサーによりデジタルアーカイブされ、さまざまなデータの集合体として表現できる。
- 23 建設 C A L S / E C：電子納品保管管理システム。工事写真や工事成果品等を電子データで納品し、管理するシステム。E C は電子商取引。Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce の略。
- 24 G I S：地理情報システム。デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システム。Geographic Information System の略。